

資産管理運用規程

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人日本シミュレーション学会（以下「本会」という。）の定款第42条の規定に従い、学会の基本財産及びその他の財産の維持管理、処分等に関する基本的事項を定め、もって学会の適正な事業運営を図ることを目的とする。

(基本財産)

第2条 基本財産は、次に掲げる財産をもって構成する。

- (ア) 定款第5条に定める事業目的を行うために不可欠な特定の財産
- (イ) 基本財産として寄付された財産
- (ウ) その他理事会の決議により基本財産に繰り入れられた財産

2. 基本財産は、定款第5条に定める事業目的を行うために保有する。

(その他の財産)

第3条 その他の財産は、基本財産以外の財産とする。

(財産管理責任者)

第4条 会長は、前二条に規定する財産の管理の適正を期するため、理事の中から財産管理責任者を任命し、その管理に当たらせるものとする。

2. 財産管理責任者は、法令及び定款を遵守し、この規程及び財産管理台帳に基づき、当該財産を管理しなければならない。

(基本財産の維持管理)

第5条 会長及び財産管理責任者は、基本財産について、善良な管理者の注意をもって、適正な維持管理に努めなければならない。

2. 基本財産は、財産管理台帳において、使用している事業との関連性を明確にしておかなければならない。

(基本財産の処分等)

第6条 基本財産は、本会の事業遂行上やむを得ない場合に限り、その一部を処分し、又は基本財産から除外することができる。

2. 前項の場合には、理事会の承認を受けなければならない。

(その他の財産の維持管理)

第7条 その他の財産については、会長は、この規程に基づき、適正な維持管理、処分及び運用に努めなければならない。

(委任)

第8条 この規程の施行に関して必要な事項は、会長が理事会の承認を受けて別に定める。

(改正)

第9条 この規程は、理事会の決議によらなければ、これを改正することができない。

附 則

附則1

本規程の制定・改正の経緯は以下の通りである。

・平成25年5月23日 理事会 制定

附則2

本規程は、平成25年5月23日から施行する。